

## アニマル・スピリッツをもつ企業の海外展開挑戦支援事業補助金

### <<申請の考え方>>

#### ○ はじめに

当補助金は、新たに海外進出に取組む広島県内企業を支援し、必要な経費の2／3を補助するものです。

企業ごとの上限額は設定していませんが、一社当たり5百万円程度を想定しています。

県では、申請書をもとに審査を行い、高得点の申請から採択していきます。

申請書では、社としてどうして新たに海外進出に取組むのか、1年後、3年後にどうなりたいのか、そのための課題は何で、それを解決するためにはどのような取組が必要か、そのために必要な経費はいくらか、ということを説明していただく必要がございます。

こうしたことから、プロジェクトの目的を設定し、現状を踏まえて事業計画書をつくり、その計画を達成するための費用を算出して、申請書の作成をお願いします。

逆に、この展示会に行くので補助金を使いたい、この設備もしたい、と目先の費用を積み上げて申請書を作成すると、結局何の目的のプロジェクトなのかがブレてしまい、採点が低くなることとなります。今回の補助金を機に、社として海外進出をどう進めていくのか、検討いただければと存じます。

また、採択されたとしても、途中で計画を変更せざるをえなくなった場合は、交付決定が取消になる恐れがございます。無理のない計画で、必要な資金を過不足なく申請してください。

#### ○ 申請の条件

- ・ アニマル・スピリッツをもっていること
- ・ 広島県内に事務所等を有すること
- ・ 新たに海外展開に挑戦すること
- ・ 中小企業基本法で定める中小企業者や小規模企業者であること

#### ○ 補助対象経費

国のJapanブランド補助金を参考にしており、補助対象経費の考え方もこれに準じています。前述の通り、新規に海外進出を行うプロジェクトに必要な経費であることが大前提ですので、補助対象経費に該当すれば何でも補助金を受け取れるのではございませんので、あらかじめご理解ください。

#### ① 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費や、海外の専門家（海外展開に必要な各種契約書等の作成等）に謝

礼として支払われる経費。

② 旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費として、代表補助事業者、参画補助事業者、依頼した専門家や委嘱した委員といった事業の遂行に必要な同伴者に支払われる経費。

③ 借損料

事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費。

④ 通訳・翻訳費

事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。

⑤ 資料購入費

事業遂行に必要な書籍等資料を購入するために支払われる経費。

⑥ 通信運搬費

打合せ等のための郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費。

⑦ 広報費

事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活用するために支払われる経費。

⑧ 委託料

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費。

⑨ マーケティング調査費

事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費。

⑩ 産業財産権等取得等費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権等(以下「産業財産権等」という。)の取得等に支払われる経費。

⑪ 展示会等出展費

実施プロジェクトに係る試作品、新商品等を展示会、EC サイト等(※)に出展・出店・出品するために支払われる経費。

⑫ 雑役務費 事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、交通費として支払われる経費。

⑬ 講座受講料

自社のマーケティング戦略立案の為に、民間事業者等が実施する講座受講に関する費用

⑭ 原材料等費

事業遂行に必要な原材料・副資材等に支払われる経費。

⑮ 機械装置等費

事業遂行に必要な機器・設備等の購入、制作、改良、据付、借用に支払われる経費。

⑯ 設計・デザイン費

事業遂行に必要な試作品等の設計、デザイン、製造、改良、検査、実験を行うために支払われる経費。

(注意点)

- ・ 補助金交付決定通知書の通知日以前に契約したものは補助対象経費になりません。
- ・ 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる必要があります。
- ・ 日本の消費税は補助対象外ですので、交通費など税込みになっているものは割り戻す必要がございますのでご注意ください。
- ・ 航空機のビジネスクラス、新幹線のグリーン席などは対象外です。
- ・ 宿泊代の上限は定めませんが、一般的な出張で活用するビジネスホテルを選んでください（例：日本で宿泊する場合の一泊1万～1万5千円程度クラスでの選定をお願いします）。
- ・ 輸送費や原材料費は、サンプルに係るもののみです。（販売を目的とした費用は対象外です）
- ・ 接待交際費や、借入金の返済費用、社員の人件費等は補助対象外経費です。
- ・ 機械装置等費は、海外展開のための設備である必要があります。結果的に国内販売のために利用された場合、補助金返還となる恐れがありますので慎重に判断ください。また、減価償却期間は処分制限があります。
- ・ 海外現地法人は申請できません。日本法人から海外現法向けの出資金も補助対象外経費です。調査費や広報費等、日本法人が直接支払う経費は補助対象経費になりえます。
- ・ 海外進出を前提としているため、インバウンド目的のプロジェクトは対象外です。

○ 審査について

審査項目は以下の通りです。

(事務局が判断する項目)

| 審査項目  | 配点    | 説明                   |
|-------|-------|----------------------|
| 新規性   | 【20点】 | 【新規度合い】              |
|       | 【15点】 | 【進出の手法】              |
|       | 【20点】 | 【投入する商品（役務）】         |
| 海外売上高 | 【10点】 | 今後3年間海外売上額の増加額       |
| 費用対効果 | 【20点】 | 今後3年間海外売上額の増加額／県補助金額 |

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 伴走者の役割 | 【5点】 | 【関与度合い】 |
| 小計     | 90点  |         |

(審査員による審査項目)

| 審査項目           | 配点    | 説明   |
|----------------|-------|--|
| 技術面            | 【30点】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>革新的な開発となっているか</li> <li>課題は明確で、課題を解決させる事業になっているか</li> <li>技術的能力が備わっているか</li> </ul>                                     |
| 事業化面           | 【30点】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材や財務状況などリソースは十分か</li> <li>市場分析ができているか</li> <li>市場のスケールは大きいか</li> <li>取組みは価格的・性能的に優位性・収益性があり、手法やスケジュールが妥当か</li> </ul> |
| 予算妥当性          | 【30点】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>予算額は妥当か。</li> </ul>   |
| 県内や業界への<br>広がり | 【20点】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者のみが取組むのか</li> <li>波及効果があるか</li> </ul>  |
| 小計             | 110点  |  |

|             |
|-------------|
| <b>【中計】</b> |
| 200点        |

(加点する項目)

| 区分  | 配点  |
|---|-----|
| ひろしまユニコーン10スタートアップアクセラレーション採択企業                                 | 15点 |
| スイス(ツーク州)、インド(全土)、中国(四川省)、米国(ハワイ州)、メキシコ(グアナファト州)、ベトナム(全土)への新規進出 | 15点 |
| 広島県から経営革新計画の承認を受け、かつ事業実施期間が計画期間内                                | 8点  |
| 新規輸出1万者支援プログラムへの登録  | 3点  |
| パートナーシップ構築宣言企業  | 3点  |
| 広島県リスクリング推進宣言企業   | 3点  |
| 広島県産応援登録制度企業  | 3点  |
| 小計  | 50点 |

|             |
|-------------|
| <b>【合計】</b> |
| 250点        |

(注意事項)

- 申請書から「新規性（新規度合い）」が読み取れない社においては、各委員による審査を行うことなく、交付決定の対象から除外します。
- 事務局が採点した項目及び各委員が採点した項目の合計点が、100 点に満たない場合（得点率 50%未満）は、交付決定の対象から除外します。
- 採択後に、新規性や政策的に加点する項目などの大きな変更の申し出があった場合においては、各委員による合議により対応を決定します。（決定取り消しになることもあります）。
- 採択された場合であっても、計画に補助対象外経費が含まれている場合は、その部分には補助金を充てることはできません。